

廃車の手続きは3月29日(金)までに

軽自動車税は、4月1日現在に原動機付自転車や軽自動車などを所有する人に対して課税されます。車両を処分しても、廃車手続きをしない限り軽自動車税が課税されますので、3月29日(金)までに廃車手続きを行ってください。
※軽自動車税は年額納付のため、年度の途中で廃車しても還付はありません

■廃車に必要なもの

○ナンバープレート ○登録者の印鑑

■廃車の手続き場所

対象車両	届け先
軽自動車 ●軽二輪(125cc~250ccまで) ●二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) 普通自動車 ●660ccを超えるもの	四国運輸局 愛媛運輸支局(森松町) ☎050-5540-2076
軽自動車 ●三輪以上のもの(660ccまで)	軽自動車検査協会 愛媛事務所(南高井町) ☎050-3816-3124
原動機付自転車 ●一種(50ccまで) ●二種乙(50cc~90ccまで) ●二種甲(90cc~125ccまで) ●ミニカー 小型特殊自動車 ●農耕作業用 ●特殊作業用	市民税課 ☎948-6302・☎934-1802 北条支所 ☎993-1111・☎993-4531 中島支所 ☎997-1842・☎997-1585 ※北条・中島以外の支所は廃車申告の取り次ぎのみ

【次の場合も手続きが必要です】

●原動機付自転車が盗まれた▶警察に盗難届を提出してから、市役所で廃車手続きをしてください(警察署発行の盗難届出証明書が必要)。

●壊れた原動機付自転車を回収業者に処分してもらった▶車両を処分しても、廃車手続きをしない限り軽自動車税が課税されます。必ず市役所で廃車手続きをしてください。

●原動機付自転車を譲ったが相手方が名義変更していない▶ナンバープレートを返却できなくても廃車はできます。手続きの際には、返却できない理由を詳しく伺います。

●市外の引っ越し先で原動機付自転車を使用する予定▶引っ越し先の役場で新たなナンバープレートの交付を受けてください。

※手続きに必要なものについては、お問い合わせください

☎市民税課☎948-6302・☎934-1802

使用済み小型家電製品の回収にご協力ください

ご家庭で使われなくなった小型家電製品を回収しています。回収できる小型家電製品は、電気・電池を使用し、回収ボックスの投入口(高さ15センチ×幅30センチ)に入る、携帯電話・小型ラジオ・ゲーム機などです。

回収ボックスの設置場所は次のとおりです。

- 市役所本館1階(二番町四丁目)
- 三津浜支所(三津三丁目)
- 浮穴支所(森松町)
- 北条支所(北条辻)
- 石井支所(居相一丁目)
- まつやまRe・再来館(空港通一丁目)
- 総合コミュニティセンター(湊町七丁目)
- 清掃課(室町一丁目)

※パソコン・家電リサイクル法対象の4品目家電は入れないでください。電池・バッテリー・電球は外してください



二次元コード

☎清掃課☎921-5516・☎921-6311

みんなができる「3010(さんまるいちまる)運動」

これからの季節、職場の同僚との歓送迎会など、大人数での会食の機会が増えてきます。親睦を深める大切な会ですが、卓上に料理は残っていませんか?

本市では宴席時に、最初の30分と最後の10分は、自分の席で料理を楽しみましょう!という食べ残しを減らし、ごみの減量につなげていく「3010(さんまるいちまる)運動」を推進しています。人数やメンバー構成などで注文の量を調整するのも工夫の一つです。食事を楽しむ時間を作ってください、食べ残しを減らしましょう。
※食品ロス削減の取り組みに賛同する「3010運動」協賛店を市ホームページで紹介しています。ぜひ、ご活用ください



松山市 ごみ減量 検索



二次元コード

☎環境モデル都市推進課☎948-6436・☎934-1861

無許可の回収業者にご注意を!

「電化製品やバイク、家具類など、家庭で不用になったものを無料で引き取ります」などと宣伝し、無許可でゴミを回収する業者がいます。

このような業者の中には、無料と言いつつ高額な費用を請求したり、不法投棄などの不適切な処理をしたりする悪質な業者が存在しますので、利用しないでください。

家庭から出たゴミを回収するためには、市の許可が必要です。許可業者は車両に業者名を表示し、運転席側の扉に許可シールを貼っていますので、ご確認ください(右図参照)。

「エアコン」や「テレビ」「洗濯機」「冷蔵庫」「家庭用パソコン」などは、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられていますので、詳細は「ごみ分別はわかり帳」をご確認ください。

☎廃棄物対策課☎948-6959・☎934-1928



許可シール



許可期限年シール



「ごみ分別はわかり帳」はこちら

一人で悩まず相談してください

～3月は自殺対策強化月間～

もし、あなたが悩みを抱えていたら、ぜひ相談してください。大切な人が悩みを抱えていることに気付いたら、声をかけてみてください。

相談窓口	相談内容	電話番号	相談日時
(福)愛媛いのちの電話	心の悩み相談	☎958-1111	1~10日 12:00~翌6:00 11日~月末 12:00~22:00 http://www.e-inochi.jp/にインターネット相談あり
		フリーダイヤル ☎0120-783-556	毎月10日のみ(8:00~翌8:00)
(一社)日本産業カウンセラー協会四国支部 カウンセリングルーム愛媛	職場や仕事に関する悩み	☎945-8110 (面接予約専用)	月~金曜日 9:00~17:00 ※面接相談のみ(有料・要予約) (祝日・休日・年末年始を除く)
NPO法人 松山自殺防止センター	生きづらさや自殺について悩んでいる人の相談	☎913-9090	月・水・金曜日 20:00~23:00 ○自死遺族のつどい 毎月第1土曜日 13:30~16:00
NPO法人 こころ塾	うつ病に悩む本人、家族、企業の人などの相談	☎931-0702	月~金曜日 9:00~17:00 土曜日 9:00~12:00 ※来所相談有料 (祝日・休日・年末年始を除く)
市保健所 保健予防課 精神保健担当	心の病気、精神保健に関する相談	☎911-1816	月~金曜日 8:30~17:15 面接相談は 火曜日 9:30~11:30 要予約 木曜日 13:30~15:30 要予約 (祝日・休日・年末年始を除く)
こころのほっとライン<(一社)愛媛県精神保健福祉士会>		☎976-6771	○ピア相談: 毎週木曜日10:00~13:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
		☎909-5626	○精神保健福祉士による相談: 毎週木曜日18:30~21:30 (祝日・休日・年末年始を除く)
こころのダイヤル(県心と体の健康センター)	心の問題や精神的な悩み	☎917-5012	月・水・金曜日 9:00~12:00、13:00~15:00 ※3月1~7日は県の強化週間のため、5日(火)、7日(休)も実施(祝日・休日・年末年始を除く)

カウンセリングなどの基本を学ぶ講座や相談員養成講座を開催しています。お問い合わせは下記団体へ

- (福)愛媛いのちの電話事務局
☎958-2000(月~金曜日10~16時)
- (一社)日本産業カウンセラー協会四国支部
☎968-2800(月~金曜日9~18時)
- NPO法人 松山自殺防止センター事務局
☎941-1890(月~金曜日10~18時)



3月17日(日)開催 生きる応援相談会

日時 3月17日(日)13~16時(受け付けは15時30分まで)

会場 市保健所(萱町六丁目)

内容 精神保健福祉士、司法書士、保健師などが相談に応じる

申し込み 不要

☎保健予防課☎911-1816・☎923-6062